

面会交流援助の案内



健やかな子どもの成長を願って



平成24年1月改定

子どもにとって、お父さんお母さんとは？

自分を守り、愛してくれる、世界中でたった一人しかいない大切な存在です
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです
別に暮らしても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

面会交流とは？

両親そろった家庭で暮らせなくなった子どもに親の愛を伝える大切な機会です
子どもたちの本音は「お父さんもお母さんも両方好き」ということです
親の都合や感情を優先せず、子どもが安心して離れて暮らす親に会えるよう
子どもの心の健全な成長のために、父母が協力して親の愛を届けましょう

FPICの面会交流援助は

父母が自分たちの力で面会交流を実施できないとき
親子のよい関係を育むために行う子ども支援事業です
父母の希望どおりに援助を行うわけではありません
調停条項等を決める前に、父母には個別に事前面接を行って
援助ができるかどうか協議させていただきます

「事前相談」

申込み・

問合せ先

受付時間 月曜日～金曜日 AM 10:00～PM 4:00

受付場所 TEL FAX: 092-734-6573

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-4-38 チサンマンション天神Ⅲ702

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC) 福岡ファミリー相談室

F P I Cの面会交流援助手続の流れ

福岡ファミリー相談室

(以下「F P I C」と略記する。)

[同居親]

[別居親]

父母間では、自力での面会交流が困難

F P I Cで事前面接

援助の必須条件

F P I Cで事前面接

当事者間で合意成立

当事者間の合意（調停調書・和解調書）あるいは、審判書・判決書など

子どもとの面接
合意文書受領（コピー可）

F P I Cで内容の検討
F P I Cの援助要件の範囲内において援助

申込書
提出

申込書
提出

援助開始

付添い型援助

受渡し型援助

連絡調整型援助

援助の終了又は中止

父母双方による自力での面会交流



事前面接 相談料：一人60分 5,000円

1

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいでください。
父母や子どもが安心して面会交流ができるように、援助の内容を説明します。
父、母、また必要な場合には子どもにもお会いします。代理人の同席は差し支えありません。

援助の種類・内容

2

付添い型

費用

1ケース 1回 10,000円

援助者の入園・入館料等の実費、外部実施の際の事務所からの交通費は、上記費用に加算。

別居親に子どもを合わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に援助者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。

面会者は別居親に限ります。父母いずれかの自宅も面会場所とはしません。

援助は月1回まで、1回の援助は2時間以内。初回はFPIC相談室内にて行います。

受渡し型

費用

1ケース 1回 6,000円、10,000円

2時間まで6,000円。2時間を超え4時間まで10,000円。

受渡し場所は、FPIC相談室で行います。

面会交流の際、別居親に子どもを託すことには問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流場面には同行しませんが、日時、場所、面会方法の打合せや調整を行い、面会交流中の緊急連絡に対応します。援助できるのは原則として月1回です。

連絡調整型

費用

1ケース 1回 5,000円

父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整をします。

「面会交流」援助の申込み 申込金：1ケース 1年 10,000円（年3回以上実施ケース）

3

年間2回以下の場合及び連絡調整のみの場合は半額。返金はいたしません。

更新について 更新料：申込金と同じ

4

援助の期間は1年とします。更新は原則1回限りです。

F P I Cの面会交流援助を利用したい父母への指針

調停条項を決めるときには、次のことを明文化してください。

1 面会交流の頻度

付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。付添い型の面会時間は原則2時間とし、受渡し型は最大4時間として、いずれも日中とします。

2 第三者機関の援助及び付添の有無

事前面接なしにF P I Cの援助を条項に盛った場合には、援助できるとは限りません。第三者機関の名前は、「〇〇等」の例示的な表現にとどめてください。

3 援助担当者の指導、助言の受け入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

4 費用負担割合

面会交流は離婚後の父母の協同養育活動ですから、事情が許せば費用も応分に負担し合うのが望ましいと考えています。

付添い型の面会交流を円滑に実施するためのルール

1 子ども優先の面会日程の調整

同居親から複数候補日を提示してもらい、別居親と援助者側が調整して決めます。約束した日程は、病気や行事延期などのやむをえない事情が発生しない限り誠実に実行することを前提に、原則として振替実施はいたしません。

2 同席者

援助者が同席または待機を要請または許可しない限り、同居親は室外待機とします。

3 プレゼント

誕生日やクリスマスのプレゼントは援助者を通して事前に相談してください。

面会交流は親子で楽しむ時間です。プレゼントはなるべく控えてください。

4 写真撮影

子どもが嫌がらない場合には、数枚の撮影は認めています。録音は禁止します。

5 外部との通信

携帯電話で子どもに外部と通信通話させることはできません。

6 援助の中止

次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。

①人や物に対する暴力

②連去りまたは連去り企図

③子どもの発言を情報源にした行動（同居親の秘匿している自宅や保育園等の近辺に立ち現れること等。子どもは面会の際に自由に振る舞えなくなります）

7 その他

① 子どもから相手の情報を聞き出すことや子どもに相手への伝言を依頼することは避けてください。

② 急な面会交流日程の設定や当相談室の援助内容・条件の範囲を超えた援助の要求はお受けできません。

親の紛争の渦中であつた子どもとの面会交流は、初めからうまくいくとは限りません。面会中だけでなく、面会の前、面会後の父母の接し方が先々のよい関係につながります。辛抱強く、続けていきましょう。